

新しい測量技術による測量方法に関するマニュアル等作成手引き

令和2年11月 国土地理院企画部測量指導課

作業規程の準則（平成20年3月31日国土交通省告示第413号）（令和2年3月31日最終改正）（以下準則という。）に則り、作業マニュアル、精度検証報告書等を作成し、あらかじめ国土地理院の長の意見を求めることにより、準則に規定されていない機器及び測量方式による公共測量を実施することができます。

マニュアル等の作成は以下の点に留意して行ってください。

1. 作業方法及びその精度の確認を行うための資料として、作業マニュアル及び精度検証報告書を作成して下さい。また、円滑に手続き等を行うため、これらの資料作成の開始前に、国土地理院企画部測量指導課までご一報ください。なお、これらの資料の最終版は公共測量実施計画書とともに提出していただく必要がありますので、時間に余裕を持って、準備してください。
2. 機器販売元が発行しているカタログを精度検証報告書と見なすことはできませんので、使用する機器を用いて、測量計画機関または作業機関等で精度検証を行い、その結果を精度検証報告書としてまとめてください。
3. マニュアルは、使用する機器を用いた場合に限定して手法をまとめていただければ結構です。例えば、レーザスキャナを搭載した UAV による測量のマニュアルを作成する場合、レーザの計測距離や精度は使用するレーザスキャナの機器により異なりますので、使用する機器の仕様を明記した上で作業方法をまとめて下さい。準則や既存のマニュアルの文章を準用いただくのは構いませんが、準則等の条文は機器を限定していない記述になっております。そのため、そのまま準用すると、マニュアルとして分かりにくくなることもありますので、ご注意ください。
4. マニュアルにおいて、目的とする成果及びその精度、使用する機器を条文に明記して下さい。目的とする成果につきましては、できるだけ具体的に記載してください。（例えば、三次元点群データ、数値図化データ等）
5. マニュアルには、必ず精度管理表の様式を付けて下さい。
6. マニュアルには、点検測量の方法を明記してください。既存の手法による計測値と比較する手法が一般的です。新技術の点検測量率は5%が標準です。

7. 資料（例えば準則、出来形管理要領等）を引用した場合は、引用元を明記してください。
条文ごとの用語等の意味が異なることがないように、用語やその意味を統一してください。
また、準則で使用されている用語については、準則と同じ意味で使って下さい。
8. 作業に必要な無い内容は記載不要です。（例えば、定義しておきながら、その後、使用しないような用語や内容は不要です。）
9. 不確定な内容（検討中で決まっていない内容）や、他者が理解することが困難な内容がある場合は、修正していただくこととなりますので、提出前にそのような記載がないかご確認願います。
10. マニュアル及び精度検証報告書は、提出前によく点検を行い、内容に矛盾がないことを確認した後に、提出してください。
11. マニュアル等にはバージョン情報と作成年月日を明示してください。
12. マニュアルは、一定の精度を確保しながら公共測量作業を適切に行うために定めるものですので、作成にあたっては準則の内容を十分に理解し、測量作業に精通している測量士が必ず関与するようにしてください。

初版 平成 29 年 3 月 31 日

修正 令和 2 年 11 月 24 日